

「ジェンダー中立性」幻想と表現の自由：「快／不快」で語ることをめぐって（四方由美）

## 「ジェンダー中立性」幻想と表現の自由： 「快／不快」で語ることをめぐって

The phantasms of 'gender neutrality' and the freedom of expression:  
constraints on the freedom from the issue of subjectivity/objectivity

### 四方由美

メディア表現について異議を唱える際、その根拠に中立性に基づく客観的基準が求められ、「不快かどうか」を批判の根拠とすることは主観的であるとされる。「ジェンダーとメディア」研究では、ジェンダー概念が客観的で中立性を持つものとして「ジェンダー」という語を用いることで、メディア批判に正当性を持たせてきたが、それはマイノリティにとっての「表現の自由」を「促進」しないばかりか、客觀性を重んじる近代主義的行為であり差別の解消を志向するという意味からは欺瞞であるともいえる。本稿は、日本における「ジェンダーとメディア」研究の展開を概観しながら、ジェンダー概念を用いてメディア批判することについて検討し、「ジェンダー中立」の意味をとらえ返し、表現の自由は誰のためのものなのか、「快／不快」でメディア表現を語ることについてポスト構造主義の視角からその可能性を示したものである。

キーワード：ジェンダー、「ジェンダーとメディア」研究、表現の自由

#### 目次

- I はじめに
- II 「ジェンダーとメディア」研究への展開
- III 「ジェンダー中立性」幻想
- IV ポスト構造主義の視角と「表現の自由」
- V おわりに

---

#### I はじめに

メディア表現に対して異議を唱える際、その根拠に中立性に基づく客観的基準が求められる。それが公正さに依拠するということであり、「表現の自由」を侵害しないという幻想が存在するからである<sup>1</sup>。これは「表現の自由」は侵されてはならないという確信と、客観的根拠というもの

が存在するというナイーヴな近代主義的価値観によって支えられてきたものである。

例えば、「不快だから」という理由だけで性表現を批判するならば、客觀性を欠く極めて個人的な行為としてみなされ、その主觀性ゆえに議論の俎上にのせられることはない。また、同じ表現に対して、「不快に感じるかどうか」という快／不快の基準が人によって異なるならば、さらに各個人でその見解が異なるものなら、主觀的という烙印を押されることになる。従って異議を申し立てる場合には、いかに客觀的な基準を用いているかの説明に腐心しなくてはならない。

1990年代以降の「ジェンダーとメディア」研究は、「女性」から「ジェンダー」へと分析枠組みを「シフト」してきた。女性学の領域で、ジェンダーがいかに中立的な概念であるか語られ、ジェンダーを論拠に批判をすることが正当性を持ちうるという幻想が発生してきたことと無関係ではない。「快／不快」でメディア表現を批判することは、常に不自由さがつきまとってきたが、ジェンダーという語は中立的で客觀的であるとすることによってそれを克服しようとしてきたのである。

しかしながら、中立的で客觀的根拠というものが何もの上に成るのかを示そうとするなら、さらに「表現の自由」を尊重する意味そのものを問うならば、その前提は無効となる。「快／不快」で語ることは非難されるべきことであろうか。性別という属性が多義的な側面を孕むものであるとしても、ある女性が「不快」であるという理由で、あるメディア表現を批判し、改善を求めるならば、それこそが「必要な」批判であり、「表現の自由」の根幹をなすべきものであろう。

「ジェンダー」とは中立的な概念なのであろうか。ジェンダー概念は中立性を帯びるように、フェミニスト<sup>2</sup>によってさえ方向付けられてきたが、言うまでもなく中立の概念ではない。中立である必要が求められてきただけである。そもそも「表現の自由」とは誰のためのものなのか。権利の「本来の使命」を考えるならば、「ジェンダーとメディア」研究が、ジェンダー概念が客觀的で中立性を持つものとして「ジェンダー」という語を用いることで、メディア批判に正当性を持たせてきたことこそが欺瞞ではなかったか。それは「女性」を含むマイノリティにとっての「表現の自由」を「促進」しない、客觀性を重んじる近代主義的行為である。

本稿では、「快／不快」で語ることがむしろ「表現の自由」を「促進」させるものであるとして、「ジェンダーとメディア」研究の領域において蓄積されてきたジェンダーの公正さという論拠からのメディア批判を、フェミニストスタディーズの視点でとらえ返し、積極的な意味を持たせたい。「ジェンダーとメディア」研究がとらわれてきた客觀性への苦悩を払拭したいと志向するからである。「ジェンダーとメディア」研究の展開を概観し、ジェンダー概念の導入とその中立性幻想の問題点を指摘しながら、ポスト構造主義の視角から「表現の自由」を考察したい。

## Ⅱ 「ジェンダーとメディア」研究への展開

### (1) 「女性とメディア」研究の展開

日本における「ジェンダーとメディア」研究は、マス・コミュニケーション研究の領域における女性学的な観点からの研究、すなわち「女性とメディア」研究から出発している。マス・コミュニケーションに関する女性学的研究である。女性学は、制度上の男女平等を要求しただけではなく、性差別的な文化そのものの変革を目指したが、性差別的な文化の影響源として、教科書やマス・メディアを批判の対象としたのである。メディアの伝える情報の男性中心主義的偏り、すなわち女性が現実からかけ離れたステレオタイプ的表現で描かれていることへの批判である。社会における性差別的で固定的なジェンダー観が、メディア内容のジェンダー・バイアスに反映していると考えられたからである。

さらにマス・メディアの描く性差別的な女性像は内容が問題であるだけではなく、現実のジェンダーを再構築したり強化するもので、人々のジェンダー観の形成に大きな影響を及ぼすと指摘されるようになる。

こうした研究の方向性は欧米の研究成果に多くを負っている。1960年代の第二派フェミニズム運動を経たアメリカを中心として、1970年代以降、メディアがいかに性役割ステレオタイプを伝達しているか、数量的に示す研究が蓄積された。その研究動向が井上（1981）や村松（1982）によって紹介され、日本において本格的に「女性とメディア」研究が行われるようになったのは1980年代後半、とりわけ1988年以後のことである<sup>3</sup>。それは日本女性学会および国際女性学会の動きとも連動している<sup>4</sup>。

日本マス・コミュニケーション学会では、1989年に「性表現と表現の自由」、1990年に「女性の人権とマス・メディア」、1991年には「事件報道と人権」と毎年にわたって「女性とメディア」に関するテーマを取り上げている。このように「女性とメディア」研究は、関連学会において課題とされ、一定の蓄積をみることになる。

### (2) 「女性とメディア」研究におけるメディア批判

「女性とメディア」研究は本格化するにつれて、女性は表現対象としても、表現主体としても、また受け手としても疎外され差別されているというメディア・セクシズムの現状を明らかにした。研究が開始された当初は、メディアの内容が男性中心主義的で偏りがあり、女性の登場比率の少なさや、女性の登場する場合には現実とかけ離れたステレオタイプ的な表現となっているという批判が集中していた。ステレオタイプ批判、ポルノグラフィ批判などである。

井上（1992）は、研究が進展するにつれて①そうした表現の偏りと歪曲が女性に対する差別であるのみならず、②性差別的表現が、差別自体を再生産することが認識され、③表現の偏りと歪曲を生み出すメディアおよび社会の構造が、問題視されるにいたったとする。メディアの伝える

内容が、男性の視点に基づく偏りを示しており、メディアによって再生産される構造があるという指摘である。

また、表現の偏りを批判する論点として、加藤（1992）は三つの論点①性別分業批判、②らしさ固定批判、③性的対象物批判をあげる。①は男は仕事女は家庭というステレオタイプ的な描き方をメディアが行うことで、性別役割分業に関する固定的なイメージをメディアが再生産することへの批判、②は例えば従順な女性は「女らしい」として描くだけではなく、そうではない女性は「女らしくない」として制裁を加えることに対する批判、③はポルノグラフィに代表されるような女性を男性の性的欲求対象物として描くことで男性＝能動的、女性＝受動的という関係を固定化してしまうことへの批判である。メディアが社会的現実を構成する可能性から、その内容をジェンダー・ニュートラルなものへと是正することを求めるものである<sup>5</sup>。

一方、メディア内容が男性中心主義的であることの原因として、メディアの送り手組織が男性中心に構成されていることが指摘される。村松（1988）によれば、①組織内の人員配置、②メディアにおける男女平等をめざす方策、③送り手の性別によるメディア内容の差異、についての研究が1970年代後半以後、アメリカにおいて複数発表されている。

日本では小玉（1989）が、「ニュースの送り手と仕手の女性」に言及し、新聞社の従業員中に占める女性の割合（6.6%）、記者における割合（2.3%）、民放放送局の従業員に占める女性の割合（17.4%、NHKでは5.9%）と、いずれの組織においても女性が少ないことを指摘している（数字は1988年現在）。女性がメディアの送り手になるケースは、出版社等でフリーランスで働く場合が多いといった報告もなされている。

これらの研究は、メディアの伝える内容に偏りがあることの原因をメディアの作り手、なかでも意志決定権を持ち得る女性の人数が少ないというジェンダーバランスに求め、それが解消されれば、偏りが是正されるであろうという前提のもとに、「送り手」に女性を増やすことが解決策であると結論付ける<sup>6</sup>。

こうした研究の蓄積とその成果の社会に向けての発信は、メディア政策に影響を与えることにつながったが、一方で批判の根拠について、「送り手に女性を増やすという解決策」の妥当性について議論がなされることとなる。他方、1990年以降「女性とメディア」研究は「ジェンダーとメディア」研究と言い換えられることが多くなる。これにより「女性」というある特定の性ではなく、性別というカテゴリーそのものを主題化することが可能になったのである。

### （3）批判の根拠をめぐって

メディア表現の性差別批判を主題とした研究は、1990年代後半になってその批判の根拠をめぐっていくつかの議論がなされることになる。これらの研究は性差別構造を明らかにし、その是正を求めるという意味で一定の成果を得たといえるが、その批判の根拠には説得性に欠ける点があることも否めないという指摘である。

松田（1996）が指摘するように、あるメディアが「差別的である」という場合、誰がどのように決定するのか、仮に「性差別的な」表現が存在するならば、それを受け手はその通りに受容するのかという問い合わせが生じる<sup>7</sup>。フェミニストにとっては「良い」メディア／「悪い」メディアを区別することは容易であるかもしれないが、メディアは「現実の」女性の有り様を伝えているにすぎないという側面を考慮すると、「性差別」かどうかの判断をすることは難しい。また、マス・コミュニケーション研究にも共通の問題であるが、マス・メディアの「直接的な効果」を前提とした研究は、「送り手」と「受け手」という二元論で議論をすすめがちである。よって「送り手」の伝える「現実的でない女性像」が「受け手」にそのまま受け入れられるという仮説の上で内容の是正を求める事になる。しかし「利用と満足」研究の成果を引くまでもなくメディアのメッセージは多義的であり、それは「受け手」個々人の欲求に支えられている。また Hall (1980) のエンコーディング／ディコーディングモデルも指摘するように、「受け手」のメディアの内容の解釈も多義的である<sup>8</sup>。メディアの描く女性像も多義性を持ち、それを「受け手」が無批判に受容するわけではないという Zoonen (1991) の指摘もある<sup>9</sup>。

ジェンダー・ニュートラルな表現に是正することが、現実社会の性差別を解消することにつながるのか、マス・メディア産業で「送り手」として働く女性の人数が増加すればマス・メディア内容にみられるジェンダー・バイアスを減少させることができるとの問い合わせも同様である。メディアで働く女性が増えることは「女性の声」を反映させる機会を増加させるとはいえるが、ジェンダー・バイアスを減少させることにつながるかどうかは疑問の予知が残る。メディアで働く女性が「現実の女性」の代弁者となると言い切ることは難しいからである<sup>10</sup>。

「ジェンダーとメディア」研究は、こうした問い合わせに対して説明することができなければ、ある特定のフェミニズムの立場からメディア批判を行っているにすぎないという批判を逃れることはできない。しかしながら、「メディアの伝える女性像」とそれによって再生産された「現実の女性」の因果関係を証明することは極めて困難である。

このような状況について松田（1996）は「ジェンダーとメディア」研究における「社会的文脈への関心の薄さ」を指摘する。我々が社会から切り離された形でメディアと関わるのではない以上、メディアを「透明な」ものとして社会から切り離してとらえるのではなく、社会的文脈に位置付けられてこそ意味を持つという指摘である。もちろん「ジェンダーとメディア」研究は社会的文脈に配慮してこなかったわけではないが、どちらかといえばメディア内容批判が強調されてきたと。社会的文脈と関連付けた分析の蓄積が望まれると松田（1996）は結論付ける<sup>11</sup>。

### III 「ジェンダー中立性」幻想

#### (1) 「ジェンダーとメディア」研究へ

1990年代になると「女性とメディア」研究は、「ジェンダーとメディア」研究と言い換えられることが多くなってくる。主要な問題関心は「女性とメディア」研究の流れを汲む形でジェンダーを根拠にメディア批判を行う一方、カルチュラル・スタディーズやディスコース・アナリシスといった視点を取り入れることで研究対象を広げることになる。また、メディアの内容が性差別であることに対する批判に明確な正当性を持たせる可能性を見い出したといえる。

ジェンダーという語を用いることは、性差が生物学的宿命で変更不可能であるという本質主義的な性差観から「性差」は社会的、文化的、歴史的に創られるものであるから宿命ではないと、「性差」を相対化することを可能にした。性差別を議論する上では、もはや欠かすことのできない概念となったジェンダーは、男女の役割分業の変革を語ることを可能にする言葉として、学問領域のみならず、従来の女性の社会的地位の変革を求める多くの人々の政治的・理論的実践において頻繁に使用されるようになった影響も大きい。

例えば、Zoonenは Harding (1986) を引いて、ジェンダーの意味が所与のものではなく、特定の文化的条件によって多様に変化し得ること、ジェンダーの意味はディスコースをめぐって現在行われている闘争と交渉次第で決定し、今まさに社会構築が行われている最中であるとジェンダーを定義する<sup>12</sup>。その上で Hall (1980) のエンコーディング／ディコーディングモデルに依拠しながら「受け手」の受容レベルで行われる意味をめぐる交渉こそ、最もラディカルな潜在力を持つとして「受け手」によるメディア利用と解釈を考察する。ソープ・オペラを一つの女性文化と位置付ける Gray (1987) の研究から、受容の実践的行為に重点をおくことは、ジェンダーの構築が女性も男性も共に能動的に関わる社会過程の一つであると認めることを意味するとする。つまり、女性はメディア・メッセージによって表現された支配的文化の犠牲者であり、全く現実的でないつくられたイメージによって攻撃されているという見方を払拭する可能性を想定している。

このような見地が示唆するところは大きい。メディアで働く女性が増加することが、ジェンダー・バイアスを減少させるのかという問い合わせも不必要になり、何よりも女性が「送り手」としても「受け手」としても関わってきたコミュニケーション過程を否定することなくとらえることが可能になるからである。

そうしたなかで「ジェンダー」という概念は「性役割」や「女性」とほぼ同義で用いられてきたといってよい。「女性とメディア」(「ジェンダーとメディア」) 研究も例外ではない。しかもそのニュアンスは「女性」という立場から性差別を言い立てるのではなく(女性が被害者意識をもつて訴えるのではなく)、あたかも客観的で相対化された「中立の」立場から差別を論証するようにみえることで、そのメディア批判はより正当化される。

## 「ジェンダー中立性」幻想と表現の自由：「快／不快」で語ることをめぐって（四方由美）

一見このことは「ジェンダーとメディア」研究においては、「前進」であるようにもみえる。換言すると「女性」の立場から差別を訴えようとするならば、「中立」で「偏りのない」主張することが可能になるからである。しかし、これは「前進」といえるのか。むしろ差別の構造を曖昧にすることに加担することになるのではないか。そしてこの場合の「女性」とは誰か。

### (2) ジェンダー中立性への疑問

「ジェンダー」という概念は社会に流通する用語としてはもちろん学問領域においても「性役割」と区別なく用いられはじめたが、その明確な区別がなされる間もなく、批判にさらされることになった。批判は、おおまかに三つの点にまとめることができる。

第一は「生物学的性別」と「文化的・社会的・心理学的性別」の区別をたてることへの批判である。目黒(1990)は「われわれは、性別(セックス)という自然の二分法によってジェンダーという社会的二分法が決定されると思い込み、時間的にも論理的にも性別がジェンダーに先行するという両者の因果関係を前提としつづけてきた。」とし、「ジェンダーという用語を認めることは『性別』は純粹に自然であるという考え方を支持することになる。」としている。

第二は現在の学問のなかで実際に頻繁に使用されているジェンダーという言葉の使い方に対する批判である。ジェンダーという語は単に「『女』の同義語」として使用されているにすぎず、そのようなジェンダーという語の使い方は、単に「女」という言葉よりも「ジェンダーにはもっと中立的で客観的な響きがあるから」なされているに過ぎないという。そのようなジェンダーという使い方は「アカデミズムにおける市民権」を得ようとして「フェミニズムの政治性と手を縁を切ろうと」するものだという(Scott 1988)。この批判は、女性と男性の間の政治的立場の違いを曖昧にするという視点からなされている<sup>13</sup>。

第三は、ジェンダーという概念が、女性の間の様々な差異を、男性と対立的に措定された「女性一般」に解消してしまうという批判である。人種・民族・セクシュアリティ・階級等によって様々に異なっている女性の経験を、特權的な存在である白人中流階級の異性愛の女の経験に回収し、それを女性一般の経験としてしまうというのである。

江原(1995)は、ある概念への批判が生じるのは、その概念が描き出す「現実」に異を唱えたい場合であるとして、ジェンダー概念の創出やそれへの批判の背後にあるいくつかの「問題」(ここでの「問題」とは異なる現実のせめぎあい)が存在し、それを区別することを試みている。その概念が何を対概念として、あるいはどのような概念集合のなかで使用してきたのかという視点で区別をした結果、①性別の自然的一元的把握 vs 性別の「自然／文化」という二元論的把握(セックス／ジェンダーという一つの概念による把握)、②自ら「普遍的」な「知」であることを主張する「人間」概念に基づく世界観 vs 世界観には「性別」があることを主張するフェミニスト的世界観、③性別という軸に基づく社会理論 vs 性別という軸をいくつかの軸の一つとして置く社会理論(「性別」／「性別秩序」という概念対によるジェンダー、あるいはジェンダー／階級／人種／

エスニシティ／セクシュアリティ等の概念群におけるジェンダー) という三つの「問題」として把握できるという。

①は、「性別」を「自然的な差異」として規定する「常識」的な性別観に対抗するために導入されたという視点である。最初にジェンダーとセックスを区別した Oakley (1972) は、ジェンダーとセックスは単に同じ区分を見る二つの方法にすぎないのではなく、男あるいは女、少年あるいは少女になるということは特定の生殖器をもつことと同じ位、服装、しぐさ、職業、社会的ネットワーク、パーソナリティ等の関数であるとして、セックスに基づき特定の方向に分化されるジェンダーという捉えられ方は、「性別」に関わる現象は全て変更することが不可能であるかのような議論がなされていることを批判している。

②は、ジェンダー概念が「性別をどのように把握するか」ではなく、近代社会において「普遍的」なるものとして置かれてきた「知」に対抗しようとしているというものである。女性の社会的経験はほとんど表現されてこなかったばかりか、「知」の担い手においてもほとんど存在しなかった。フェミニストたちは、「知」に「女性も参加させよ」という方向で主張するのではなく、「知」のあり方自体男性中心主義的であるとして批判を展開している。しかし「中立的である」という理由で「ジェンダー」という語を用いたとすれば、男性中心主義的な「知」のあり方を肯定するばかりか、「性別」と同義のジェンダー概念になってしまうといえる。

③は、①と②の批判をさらに深める形で発生している。①や②の含意がみられないジェンダー研究において描き出される「性別化された現実」は、様々な立場にいる女性たちの社会的経験を覆い隠してしまうという問題である。エスニック・マイノリティの女性、同性愛の女性、障害者の女性、高齢女性など、様々な立場から意義申し立てが行われ、男性中心主義を批判していたフェミニズムそのものが「白人中産階級異性愛者女性中心主義」に陥っているという批判が行われたのである。

こうした批判は「ジェンダーとメディア」研究にも該当する。メディアが男性中心主義的であると批判しながら、性別（セックス）を前提として性別に関わる批判を展開してきた。「女性」の多義性に対する配慮がなされてこなかったことは否定できない。また「中立的である」という理由で「ジェンダー」という用語を用いているのかという批判も免れ得ない。

## IV ポスト構造主義の視角と「表現の自由」

### (1) ポスト構造主義の視角

このような批判に対して、「ジェンダー」の構築的性格をさらに徹底化することで答えようとしたのが、ポスト構造主義の視角である。Nicolson は性アイデンティティの「生物学的決定論」と「生物学的基盤論」とを区別している。「生物学的基盤論」は「生物学的なるものはその上に文化的意味が構築される土台である」と見なすが、「程度の差はあれ、あらゆる形の生物学的基盤

## 「ジェンダー中立性」幻想と表現の自由：「快／不快」で語ることをめぐって（四方由美）

論にはなんらかの社会構築論の要素が含まれている」(Nicolson 1994)。「生物学的決定論」に反駁して、「セックス」から「ジェンダー」を切り離そうとしたフェミニストたちは「セックス」と「ジェンダー」の連続性を多少なりとも認める点で「生物学的基盤論」に立つが、Nicolson のいう通り「すべての生物学的基盤論者はなんらかのかたちで社会的構築論者でもある」。

ポスト構造主義者たちは社会構築論の立場を徹底的におしすすめることで、「ジェンダー」という概念を創出した初期のラディカル・フェミニストたちの意志を引き継いでいるといえる。しかし、同時に、1970年代のフェミニズムは何かしら「生物学的基盤論」に立つことによって「女性」というカテゴリーを同一的なものとして産出してきた。それは階級や国籍、人種に分断された「女性」に集団的アイデンティティをもたらすことには貢献したが、かえってそのためにカテゴリー内部にある差異を抑圧する結果となった。1980年代のフェミニズムはジェンダー間の差異だけではなく、同一のジェンダー内の差異をも問題にする。さらに「ジェンダー」という差異化の記号は、そのつど実践のなかで境界を定義されるような多様性のもとに置かれている。「差異化」は政治であり、言説のなかでそのつど再生産される。

こうしたポスト構造主義の視角に立ち、これをさらに押し進めるのが Judith Butler である。Butler (1990) は、「セックスというカテゴリーそのものの産出と自然化の原因」を問い合わせ、その原因と結果をとりちがえることを「実体の形而上学」と呼び、「もしもジェンダーが、セックスを持つ身体が身にまとう文化的意味であるとすれば、なんらかの単一の筋道によってセックスからジェンダーが導き出されるとはいえないことになる。この論理を突き詰めれば、セックスとジェンダーの区別は、セックスを持つ身体と文化的に構築されたジェンダーとのあいだには根本的な非連続性があると示唆していることになる」。さらに「そもそも「セックス」とはなんなのだろうか。……セックスには歴史があるのだろうか。それぞれのセックスには違った歴史、もしくは複数の歴史があるのだろうか。セックスの二元性の選択は変化の可能性を持つ構築物であることを暴露するような系譜学が存在するのだろうか」と問い合わせ、「もしもセックスの普遍の性質に対して意義をさしはさむことができるとすれば、おそらくこの「セックス」と呼ばれる構築物も、ジェンダーと同じように文化的に構築されていることになろう。実際のところ、おそらくこれはこれまでも常にジェンダーだったのであり、したがってセックスとジェンダーの区別はなんら区別ではないということになる。」「こうした言説に先行するものとしてのセックスの産出は、ジェンダーと呼ばれる文化的構築装置の作用として理解されるべきなのである」(Butler 1990) と結論付ける。

これは「生物学的決定論」に対して「言説決定論」というべきものである。「言説による身体秩序の産出」こそ「物質的暴力」というべきであるとして、身体がジェンダーに先だって存在するのではなく、ジェンダーという記号的秩序が身体の性別という所与の差異をとりたてて有標化するのでもなく、「ジェンダー」という言説実践がその効果として、言説に先行するものとしての「セックス化する身体」をつくりだすことを示唆する。

## (2) 誰のための「表現の自由」か

こうしたポスト構造主義の視角は、セクシュアリティの編成について多くの示唆を与えてくれる<sup>14</sup>。社会的な性の非対称性は、より個人的といわれている領域の性配置と同一延上をなすもので、エロスの行為、エロスの表現、エロスの幻想の中に権力がどのように介入しているかを射程に入れない限り解消しない。またそうしなければ、個人的な領域は侵すことができない聖域として権力に回収されてしまう。

Mackinnon (1987) は「ポルノが理論でレイプが実践である」という立場から反ポルノ法を起草しポルノ規制を主張する<sup>15</sup>。このポルノ規制の主張は Butler ら「表現の自由」派と対立するものである。Butler (1997) は、ポルノ規制は引用によって意味をずらしていく契機を失わせるもので、規制はかえって侮蔑的な意味を固定化すると批判している。すなわち規制することが、権力関係を隠蔽してしまうという立場である。

表象と現実は単純な対応関係ではない。表象それ自体が自律性を持っていると考えた場合には、禁止することによる解消はない。表現や表象自体を差別的な行為とみなし規制するということは、「ある」ものを「ない」とみなすことである。表象には表象のレベルで批判を行う方法が有効であるといえよう。Butler (1997) にならえば、引用による言語実践において、個々のエイジエンシー（行為体）<sup>16</sup>が発話することによって表現が差別的であることを主張するのである。引用する発話行為によって生じる「ズレ」を多重にみとめ、交渉を通して権力闘争を行うのである。また個々のエイジエンシー（行為体）がそれぞれに発話することでカテゴリー内の差異を産出する懸念にも配慮が可能である。

クリステヴァを引くまでもなく言語は中立なものではない。近代主義の文脈で批判を行おうとするならば、サバルタンという言葉を用いるまでもなく「女性」を含むマイノリティは言葉を持たない。また、マイノリティの発言はテクスチュアル・ハラスメントにさらされる状況にある。そんななかで、差別に対抗する有効なメディア批判は、個人的に「不快」なことを発話すること、その言語実践によって現実をずらしてゆくことではないだろうか。個人的に「不快」というだけでは客觀性に欠けるという批判がされてきたが、何が客觀的かという基準もまた存在しない。

「ジェンダーとメディア」研究は、性差別の根拠としてメディア批判を行ってきたが、必ずしもマイノリティの代弁を行ってきたわけではない。また、「ジェンダーの正義」を根拠に批判を行い、その批判の先に表現の規制や禁止といった事柄が方向付けられるなら、「差別のない社会に」という目標の達成も困難である。従来、女性学やフェミニズムが目指してきた差別の解消を焦点とするならば、「ジェンダーという中立的な言い回し」ではなく、個人的な「快／不快」で語るべきである。誰のための「表現の自由」か。「表現の自由」はマイノリティにこそ開かれるべきものではないだろうか。

## N おわりに

不快であることを根拠に性差別表現を批判する行為に対して、それは主観的な感覚によるものであるとして議論の俎上にのぼらないとするならば、それに対して「誰のための表現の自由か」という問い合わせ立てができる。論理的ではないという批判があるならば、論理的である言語・思考・方法を持たないものは「表現の自由」から疎外されることになる。言い換えれば「女性」を含むマイノリティは表現される対象としてのみ存在し、対抗する言葉を持たない。しかしながら、あえて「快／不快」で語るという言語実践を行うことで、「表現の自由」のもとでの性差別的な表現に対する有効な働きかけの可能性が見出せるのではないだろうか。

近代主義の枠の中で客觀性を標榜しようとするなら、ジェンダー中立性という幻想に根拠をゆだねなければならないかもしれない。しかしその場合、ポストモダニズムの視角で見るところの、あらゆる差異を隠蔽し、カテゴリーを産出するというリスクを負うことになる。クィア理論の実践など、個々のエイジエンサー（行為体）が主觀的な「快／不快」に基づき発話するという言語実践こそ、単なるメディア批判を超える可能性を持つのではないだろうか。言語行為の場に再生産と変革の両方の働きを期待するのである。

## ＜注＞

- 1 日本マス・コミュニケーション学会2002年度春期大会ワークショップにて、広告に対する批判、抗議は「快／不快」で語られることが多く、客觀的指標がないという指摘がなされ、「快／不快」で語らざるを得ないということに議論の余知を残した。
- 2 さらにフェミニストとは誰かを問うならば、その言論も同様に一律の方向を示してはいない。
- 3 日本新聞協会（現日本マス・コミュニケーション学会）は、1988年の春期大会において、初めて「女性とメディア」のワークショップを開設し、この分野の文献目録を配付するとともに、研究動向についての報告と討論をおこなった。
- 4 1988年6月に開催された日本女性学会でも、「視角イメージの政治学」が取り上げられ、広告、雑誌、絵画などの視角メディアがつくりだす、女性イメージの差別性が問題にされた。また、同年8月「'88国際女性学会東京会議」が開かれ、「高度情報社会における女性とコミュニケーション」をテーマとして、諸外国との情報交換がなされた。1988年は日本における「女性とメディア」研究にとって契機となる年であったといえる。
- 5 ポルノグラフィと表現の自由についてラディカルフェミニズムの視点から論じたものとしてMackinnon (1987)、それを紹介し日本での状況を論じたものとして加藤 (1989) がある。加えて「差別語」使用に対する批判もある。「女教師」「女医」のように「標準」である男性に対して女性は亞種としてとらえられるという批判である（小玉 1989）。

- 6 1990年代になってもマス・メディア産業で働く女性の人数が諸外国と比較して非常に少ないことは明らかにされている（小玉 1981、小玉・岩崎 1992、村松 1998）。
- 7 松田（1996）はこのような問い合わせを指摘するにあたって、性差別肯定派の言説とは一線を画すもので、社会的文脈で「絶対的な性差別表象」が存在し得ないことを強調するためとしている。
- 8 マス・コミュニケーション論において経験学派は批判学派に比べてコミュニケーションの直接的な効果を研究するという傾向を持っているが、1980年代以降のメディア研究における「能動的なオーディエンス」への関心は社会的文脈のなかでの「受け手」の多様な読みを視野に入れる必要を示している。
- 9 Zoonen（1991）は、メディアが伝えるべき客観的現実とは何かを定義しうるのは誰か、フェミニストか、女性か、として「現実を反映しているか」という命題」に関する意味の闘争を指摘している。
- 10 村松（1998）はメディア内部の女性はメディア外女性の代弁者としてその表現手段を使い得る立場にあるが、少数のメディア内女性が多様なメディア外女性の代弁者となることは難しいと述べる。しかし、メディアを通じて語るのが誰かによって内容の違いが生まれることを考慮すれば、女性も男性も多様な人が担うべきで、メディアで働く女性数の増加はメディアが変わることの必要条件であるとする。
- 11 ジェンダーが社会的に形成してきたとの視点を持ちながらニューメディア利用における性差を分析したものとして村松（1990）がある。
- 12 Zoonen（1991）は女性をメディア・メッセージに表現された支配的文化の無力な犠牲者としてではなく、自分自身の日常生活や経験を能動的に創っていく存在としてとらえる必要性を述べる。
- 13 ポスト構造主義のジェンダー論において、ジェンダーは項ではなく差異である。しかもその差異は非対称な権力関係であるということが示される。その意味では、ジェンダーはニュートラルでもなければイノセントな用語でもない。権力関係を指し示し、それを告発する用語である。
- 14 セクシュアリティもジェンダー「文化的創造物」であるという理解も可能である。言説がセクシュアリティに先行するならば、メディア表現による表象は社会的な性の非対称を考える上で重要な要素となる。
- 15 フェミニスト戦略として、Mackinnonは規制派、Butlerは「表現の自由」派といえる。
- 16 竹村（1998）はエイジエンシーを主体ではなく行為体と訳している。Butlerは言語行為をそれに先立つ言語の「引用」であり「パフォーマンスである」ととらえ、「パフォーマティヴィティ」の理論を提唱する。よって実在論・本質論的な「主体」は棄却され、行為の帰属は「エイジエンシー」と名付けられる。

「ジェンダー中立性」幻想と表現の自由：「快／不快」で語ることをめぐって（四方由美）

## ＜引用参考文献＞

- 江原由美子 1995 「ジェンダーと社会理論」井上俊他編『ジェンダーの社会学』岩波書店、29-60頁
- Gray, A., 1987 *Behind Closed doors : video recorders in the home*, in BAEHR, H. and DYER, G., *Boxed In : Women and Television*, London : Pandora
- Hall, S., 1980 *Encoding/Decoding*, in S. Hall, D. Hobson, A. Lowe and P. Willis (eds.) *Culture, Media, Language*, Hutchinson, pp.128-138
- Harding, S., 1986 *The Silence Question in Feminism* : Cornell University Press.
- 井上輝子 1981 『女性社会学をめざして』 垣内出版
- 井上輝子 1989 『女性雑誌を解読する』 垣内出版
- 井上輝子 1992 「メディア・セクシズムを撃つ：「女性とメディア」研究動向と課題」『女性学と政治実践』女性学研究会編、勁草書房 158-189頁
- 岩崎千恵子・小玉美意子 1994 「メディア産業におけるジェンダー構造とジャーナリズムの新たな地平」『マス・コミュニケーション研究』No. 45、54-69頁
- Judith Butler, 1990 *Gender Trouble : Feminism and the Subversion of Identity*, New York and London : Routledge = 竹村和子訳1999 『ジェンダー・トラブル』青土社
- Judith Butler, 1997 *Excitable Speech : A Politics of the Performative*, New York and London : Routledge = 竹村和子訳 1998 「触発する言葉：パフォーマティビティの政治性」『思想』第892号 岩波書店
- 女性学研究会編 1981 『女性学をつくる』 劲草書房
- 加藤春恵子 1989 「フェミニズムと性表現」『新聞学評論』No. 38、47-88頁
- 加藤春恵子 1992 「性別分業批判・らしさ固定批判・性的対象物批判」『マスコミ市民』280号、71-74頁
- 小玉美意子 1991 『ジャーナリズムの女性観』 學文社
- Mackinnon, C. A., 1987 *Feminism Unmodified. Discourse on Life and Law*: Harvard University Press = 奥田・加藤・鈴木・山崎訳1993 『フェミニズムと表現の自由』明石書店
- E. A. van Zoonen, L 1991 *Feminist Perspectives on the Media*, in Curran and M. Gurevitch (eds.) *Mass Media and Society* : Edward Arnold. = 平林紀子訳 1996 「メディアに対するフェミニズムの視点」児島和人・相田俊彦監訳『マス・メディアと社会』勁草書房
- 松田美佐 1996 「ジェンダーの観点からのメディア研究再考」『マス・コミュニケーション研究』No. 48 190-203頁
- 目黒依子 1990 「性・ジェンダー・社会：1990年代の課題」女性学研究会編『女性学研究第1号 ジェンダーと性差別』 劲草書房
- 村松泰子 1982 「マスコミュニケーションの内容」竹内・児島編『現代マス・コミュニケーション論』有斐閣

- 村松泰子 1988 「放送に関する女性学的研究」『放送学研究』
- 村松泰子 1990 「ニューメディアとジェンダー」竹内・児島・川本編『ニューメディアと社会生活』東京大学出版会
- 村松泰子 1998 「マス・メディアで語っているのは誰か」村松泰子・ヒラリア＝ゴスマン編『メディアがつくるジェンダー』新曜社、9-42頁
- Nicolson, Linda J. (ed.), 1989 *Feminism/ Postmodernism*, London : Routledge.
- Oakley, Ann, 1972 *Sex, Gender, & Society*, London : Temple Smith
- Scott, J. W., 1988 *Gender and the Politics of History*: Columbia University Press.=  
荻野美穂訳 1992 『ジェンダーと歴史学』平凡社